

第1回 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討委員会

論点1 交通ルールへの遵守・マナーの向上

- ・ 各機関が啓発ポスター等を行っているが、実効性に欠ける。若者に届いておらず、当事者意識のない若者が多い。
- ・ SNSや「かっこいいヘルメットがある」等のイメージ戦略等の若者向けのツールの活用をする。
- ・ 免許更新時の高齢者講習を活用する。自動車学校に実際に矢羽根を引き教育してはどうか。わざわざ集めるのではなく、必要なものの中に組み込むとよいのではないか。
- ・ 事業者について、海外からの実習生への教育を義務化すべき
- ・ 先進国のベルギーやデンマークでは、楽しみながら自転車の乗り方を学べるサイクリングスクールがある。これを参考に新しい教育の流れを構築できればよいのではないか。
- ・ 小中高で学年が上がる機会等に安全教育を充実させるべき。
- ・ 大学でも入学時のオリエンテーションで交通安全教室を実施している。1年に1回は子供たちが学ぶ機会を作るべき。
- ・ インターネットやテレビを活用した教育をしてはどうか。
- ・ 交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が多い

論点2 乗車用ヘルメットの着用促進

- ・ 免許取得前の高校生までは着用義務化するのもありだと思う。それ以降は努力義務規定。
- ・ 道路交通法のとおり小学生以下について着用を義務化し、着用率を上げる。
- ・ 小学生以下について着用を義務化し、着用の必要性が分かれば、その子供たちが成長していくにつれ、全体の着用率も上がっていくのではないか。
- ・ 中学生等が通学時に着用するヘルメットの種類を自由に選べるようにした方がよい。
- ・ 子供は周りが被っていないから被らないことが多いので、気運が高まることで、その世代の着用率は上がっていく。
- ・ 高齢者の方は、免許返納後に電動自転車に乗る方も多い。昔の感覚で乗るが、高齢者は運動能力も落ちてきているため、ヘルメットは必要ではないか。
- ・ 保育園・幼稚園にヘルメットの重要性をPRする事が重要ではないか。
- ・ 高校生にいきなりヘルメット着用を義務化するのは反発がある。
- ・ 小中学校までを義務化し着用率を上げることで、ヘルメットを着用するのが当たり前前の世代を作っていくのが重要ではないか。
- ・ 条例としては、着用の気運を高めることが大切ではないか。その気運が高まれば義務化ができたり、費用補助を考えたりすればいいのではないか。

- ・ 小学生と中学生を比べると、中学生は学校で通学時のヘルメット着用を義務づけていることもあり、中学生の方がヘルメットの着用率が高い。
- ・ 小学生について、ヘルメット着用を強制に近い形でできるのであれば、それが理想だと思う。
- ・ 3人乗りの自転車で停車している時に子供が動いて転倒し大怪我するケースが多い。保護者は子供を自転車に乗せている時はそばを離れないことが大切。

論点3 自転車損害賠償保険への加入促進

【保険加入について】

- ・ 保険加入を義務化することで、泣き寝入りする被害者も減るのではないか。
- ・ 被害者救済を考えると、義務化を進めることで県民を守ることにもなる。
- ・ 保険の内容を把握していない人が多い。募集する保険会社側としても、条例化することで加入促進を図れると思う。
- ・ 自転車購入時に約8割がTSマーク保険に加入するが、問題は継続。
- ・ 傷害保険は加入しているが、賠償保険には加入していないケースが多い。また、自動車保険の特約で加入しているかを把握しておらず、購入時に加入しないまま未加入となるケースが多いので、義務化が必要。
- ・ どれくらいの補償の保険に加入すればいいのかが曖昧なため、賠償額や示談交渉など推奨モデルを示した方がよい。
- ・ 県立学校においては、PTA連合会の案内する保険にほぼ100%加入するが、その後、更新されていない家庭もある。
- ・ 義務化することによって、保険に入らなければならないという意識を保護者にもってもらうことが重要ではないか。
- ・ 市内には、TSマーク保険に加入していないと自転車通学の許可を出さない学校もある。保険加入を義務化することでそういった学校が増えるといいと思う。
- ・ 保険の種類は様々あり、それら全てを頭に入れて保険を選ぶことが出来ない人もいると思う。
- ・ 県で、県民全体の保険に加入し、県内で起きた事故や宮崎県民が関わった事故について補償するような保険の仕組みができればいいのではないか。

【保険加入義務化した場合の罰則について】

- ・ 罰則は設けず、啓発・啓蒙等でカバーする方がよい。
- ・ 罰則は現在の状況になじまないのではないか。
- ・ 全国にならって、保険加入義務化の罰則なしがよい。
- ・ 罰則は厳しいのではないか。
- ・ 罰則までは必要ない。
- ・ 放置自転車も多く、管理や台数等の把握ができていないものに罰則を設けるのは難しいのではないか。

【保険加入の範囲について】

- ・ 未成年者について、保護者が監護する意識づけのためにも範囲としては妥当だと思う。
- ・ 従業員が事故を起こした場合、事業者が責任が求められるので、範囲にいれてもよいのではいか。
- ・ 自転車活用推進法等において、自転車通勤を推進することとなっているが、事業者が義務付けすると制度を進めていくのに障害となるのではないか。

【保険加入の確認について】

- ・ 学校で確認するのは難しい。
- ・ 事業者が自転車通勤している従業員に確認するのは、可能ではないか。
- ・ 販売時や修理をした際に確認することは可能。
- ・ T Sマークは日付が記載されており保険の有効期限が分かるため、加入の確認がしやすい。目で見ただけで保険加入の有無が分かる仕組みが必要。
- ・ P T A会長名で保護者へアンケートを行うかたちで加入の確認はできる。
- ・ 日頃の事でもあるため、学校が行うよりはP T Aが絡む方がよいのではないか。
- ・ 学校に確認依頼する場合にも、学校に負担のかからない方法を検討する必要がある。

論点4 自転車の点検整備の促進

- ・ 利用者に整備不良の自転車を使用することの危機感が必要だが、それを啓発する場がない。
- ・ 学校等においてT Sマークのついていない自転車は乗車禁止の決まりを作ってはどうか。
- ・ 自転車のステータスが低い。ベンツに乗っている人が、整備不良の自転車に乗っている事もある。
- ・ 自転車のステータス・イメージを向上させることで、安全利用への関心が高まるのではないか。
- ・ 点検整備の促進については、T Sマークの活用が有効。県等でキャンペーンを実施してはどうか。
- ・ 自転車屋さんが増えており、整備に行くのに手間がかかるため、整備をしていない人が多いのではないか。
- ・ 子供に自転車を買って与えたらそのままの場合も多く、保護者の意識付けをしなければならない。

その他

- ・ 自転車を安全に利用できる環境の整備も必要ではないか。